監査の結果に関する報告の公表について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査の結果に関する報告について、同条第9項、八尾市監査基準第16条及び八尾市監査委員条例第8条の規定により公表します。

令和3年3月26日

八尾市監査委員 吉 川 慎一郎 同 八 百 康 子 同 重 松 恵美子 同 桝 井 政佐美

記

1 定期監査

経済環境部(産業政策課、労働支援課、環境保全課、資源循環課、環境事業課、環境施設課、 産業廃棄物指導課)

- 2 監査の結果に関する報告 別紙のとおり。
- 3 問合せ先

八尾市本町一丁目1番1号 八尾市監査事務局 電話番号 072-924-3896 (直通)

4 その他

監査結果については、市役所3階の情報公開室及び八尾市ホームページでも閲覧できます。

八尾市長 山 本 桂 右 様

八尾市監査委員 吉 川 慎一郎 同 八 百 康 子 同 重 松 恵美子 同 桝 井 政佐美

監 査 結 果 報 告 書

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査を八尾市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

記

1 監査の実施期間

令和2年10月27日から令和3年3月25日まで

2 監査の対象部局

経済環境部(産業政策課、労働支援課、環境保全課、資源循環課、環境事業課、環境施設課、 産業廃棄物指導課)

3 監査の対象

令和元年度の財務事務等(必要に応じて関係する年度の事務事業も対象とした。)

4 監査の着眼点及び重点項目

- (1) 財務事務等の管理及び執行が関係法令に適合し、正確かつ最少の経費で最大の効果を挙げているか、組織及び運営の合理化に努めているかを着眼点とした。
- (2) リスクの重要度を考慮し、次に掲げる事項を重点項目とした。
 - ア 補助金事務
 - イ 窓口公金等取扱事務
 - ウ契約事務

5 監査の実施方法

事前に監査資料の提出を求め、関係書類を審査し、その執行状況を聴取し、質問を加える等の方法で実施した。

6 監査の結果

次の指摘事項のとおり、注意、検討又は改善を要するもの等が見受けられた。改善等を要するものについては必要な措置を講ずるとともに、今後はこれらに十分留意し、適正な事務の執行に努められたい。また、改善等を要する事項について必要な措置を講じられた場合は、遅滞なく報告されたい。

最後に、総括において経済性・効率性・有効性の観点から特に留意すべき事項について要望しておくので、今後の事業運営の参考にされたい。

【産業政策課】

1 委託契約に係る再委託の承認について

委託契約において、契約の相手方から再委託の申請が口頭により行われ、市が決裁手続を経ずに 口頭でその承認をしているものが見受けられた。

再委託を行う場合には、あらかじめ再委託の相手方、再委託を行う業務の範囲等について記載した書面を委託契約の相手方に提出させ、合理的な理由があるかどうか等について審査して決裁手続を経た上で再委託の承認を行う必要がある。契約の透明性を確保するために、契約書に再委託に必要な手続を明記するとともに適正な履行を確保するよう事務処理を改めること。

2 未償還金に係る調定事務について

八尾市小規模企業緊急小口事業資金融資は、市内に事業所を有する小規模企業者の倒産防止の一助とするため金融機関を通じて資金の融資を行っていた制度で、中小企業融資制度への統合による廃止に伴い、金融機関への償還が滞っていた債権については市に譲渡され、現在、市が当該債務者からその償還を受けている。

当該債権に係る調定額のうち当該年度内に償還されなかった額については、収入未済額として会計処理した上で翌年度に繰り越すべきであるが、その額を調定額から減額しているため収入未済額として処理されていないので、地方自治法等の規定に基づき適正な事務処理に改めること。

3 後援名義の使用承認に係る事務について

八尾市商店会連合会の「大阪府衛星都市商店会総連合会婚活事業」に対する後援名義の使用について、承認の条件としている事業報告書が提出されていなかったので、適正な事務処理に改めること。

4 契約事務について

契約についての基本的な事項は地方自治法及び同法施行令に定められており、本市の実情に合わせた八尾市契約条例が制定され、契約事務の具体的な詳細については八尾市財務規則(以下「財務規則」という。)に規定されている。

契約事務について、以下のような事例が見受けられたので、適正な事務処理に改めること。

- ① 契約保証金を免除する場合において、何書に契約保証金についての記載がないものや適用条項が 誤っているもの
- ② 2者以上から見積りを徴せず随意契約により契約を締結する場合において、何書にその理由の記載がないもの
- ③ 財務規則において契約書に定めるとされている事項のうち、必要な事項の記載が漏れているもの
- ④ 談合その他の不正行為の場合における賠償金に係る特約条項について、私的独占の禁止及び公正 取引の確保に関する法律の引用条項を誤っているもの

5 伺書の決裁者について

単価契約による業務委託については契約予定総額により判断し、副市長が決裁すべきところ、部長が決裁しているものが見受けられたので、適正な事務処理に改めること。

【労働支援課】

1 人尾市ワークサポートセンターの清掃業務委託契約に係る事務について

契約書において、契約期間の自動更新条項が設けられている。地方自治法において、普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為は、法令又は予算の定めるところに従い行わなければならないと定められていることから、自動更新についての契約条項を改めること。

2 委託契約に係る再委託の承認について

委託契約において、契約書に業務の一部又は全部を再委託することができると定めているものや、

何書に再委託を必要とする理由、業務範囲及び再委託を承諾した理由が記載されていないものが見受けられた。

再委託を行う場合には、あらかじめ再委託の相手方、再委託を行う業務の範囲等について記載した書面を委託契約の相手方に提出させ、合理的な理由があるかどうか等について審査して決裁手続を経た上で再委託の承認を行う必要がある。契約の透明性を確保するために、契約書に再委託に必要な手続を明記するとともに適正な履行を確保するよう事務処理を改めること。

3 契約事務について

契約についての基本的な事項は地方自治法及び同法施行令に定められており、本市の実情に合わせた八尾市契約条例が制定され、契約事務の具体的な詳細については財務規則に規定されている。 契約事務について、以下のような事例が見受けられたので、適正な事務処理に改めること。

- ① 契約保証金を免除する場合において、何書に契約保証金についての記載がないものや契約保証金を免除する具体的な理由の記載がないもの
- ② 財務規則において契約書に定めるとされている事項のうち、必要な事項の記載が漏れているもの 等

【環境保全課】

1 八尾市環境審議会に係る事務について

八尾市環境審議会(以下「審議会」という。)は、八尾市民の環境を守る基本条例の規定に基づき、豊かな環境の保全及び創造に関して、市長の諮問に応じ、その基本的事項を調査審議するため設置されている附属機関で、学識経験者や市民等の委員によって組織されている。

- (1) 八尾市環境審議会規則において、審議会の任務について委員を補佐するため、本市職員のうちから市長が任命する幹事を審議会に置くことと規定されているが、幹事を置かずに審議会が運営されている。審議会の運営における効率性及び効果性の観点から幹事を置く必要性について検討の上、審議会が適正に運営されるよう規定の整備等を行うこと。
- (2) 審議会に会長の公印を備え、審議会の答申書等に押印されている。本市の公印については、規則その他の規程にその根拠を規定しなければならないが、当該公印に関し規定されていないので、速やかに規定を整備すること。また、備品台帳に当該公印が登録されていないので、財務規則等に基づき速やかに所定の手続を行い、適切に管理すること。
- 2 八尾市生活環境紛争処理委員会に係る事務について

八尾市生活環境紛争処理委員会(以下「委員会」という。)は、八尾市生活環境紛争処理条例の規定に基づき、市域内における市民の良好な生活環境の確保に係る紛争について、和解の仲介及び調停の制度を設けることにより、その迅速かつ適正な解決を図り、住みよい生活環境の実現に寄与することを目的として設置されている附属機関で、学識経験者及び良好な生活環境の確保に係る紛争の処理経験を有する者の委員によって組織されている。

委員会の会議について議事調書を作成し、日時、開催場所、事件名等が記録されているが、出席委員の氏名等の記載がなく、会議の開催要件が確認できない。委員会の開催や決定が適正な手続を経て行われたことを明確にするため必要な事項を適切に記録するよう事務処理を改めること。

【資源循環課】

1 可燃ごみ処理における企業会計負担について

市庁舎、水道局庁舎、学校等本市施設から排出される可燃ごみは、大阪広域環境施設組合八尾工場へ市直営により自己搬入している。地方公営企業法第 17 条の2は、地方公営企業の特別会計において、その経費は、地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において負担するものを除き、当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てなければならないとされていることから、可燃ごみ処理

における企業会計と一般会計の経費の負担等を適正な事務処理に改めること。

2 委託契約に係る再委託の承認について

委託契約の再委託の承認において、何書に、再委託を必要とする理由、業務範囲及び再委託を承諾した理由が記載されていないものが見受けられた。

再委託を行う場合には、あらかじめ再委託の相手方、再委託を行う業務の範囲等について記載した 書面を委託契約の相手方に提出させ、再委託を行う合理的理由、再委託の相手方が再委託される業 務を履行する能力その他の事項について審査し、伺書に明記した上で適正な決裁手続を行うよう事 務処理を改めること。

3 契約事務について

契約についての基本的な事項は地方自治法及び同法施行令に定められており、本市の実情に合わせた八尾市契約条例が制定され、契約事務の具体的な詳細については財務規則に規定されている。 契約事務について、以下のような事例が見受けられたので、適正な事務処理に改めること。

- ① 入札保証金を免除する場合において、何書に入札保証金についての記載がないものや適用条項の根拠記載がないもの
- ② 契約保証金を免除する場合において、何書に契約保証金についての記載がないものや適用条項が誤っているもの
- ③ 財務規則において契約書に定めるとされている事項のうち、必要な事項の記載が漏れているもの

4 伺書について

起案とは、市の意思を決定するために、その意思内容を文書として具体化する基礎となる案文を作成することであり、伺い文には事案の内容を関係法令や例規等に沿って正しく、簡潔に、要領よく記述し、決裁権者の意思決定を求めるものであると八尾市文書取扱規程及び同規程の手引きに定められている。

何書において、何い文に処理の理由や経過についての記述が不足しているもの、加除訂正手続や 決裁後の文書保管が不適正なものが見受けられたので、適正な事務処理に改めること。

【環境事業課】

1 委託契約に係る再委託の承認について

委託契約において、契約書に業務の全部を再委託することができると定めているものや何書に再 委託を必要とする理由及び再委託を承諾した理由が記載されていないものが見受けられた。

再委託を行う場合には、あらかじめ再委託の相手方、再委託を行う業務の範囲等について記載した書面を委託契約の相手方から提出させ、合理的な理由があるかどうか等について審査して決裁手続を経た上で再委託の承認を行う必要がある。契約の透明性を確保するため、契約書に再委託に必要な手続を明記するとともに、適正な履行を確保するよう事務処理を改めること。

また、契約書で業務の全部が再委託することが可能となっており、随意契約理由と不整合となっているため、契約書の条文について見直しを行うこと。

2 伺書等の決裁者について

八尾市事務処理規程において、講習会や職場研修を開催し、講師を依頼することについては、部長の専決事項と定められているが、課長が決裁していたものが見受けられたので、適正な事務処理に改めること。

3 契約事務について

契約についての基本的な事項は地方自治法及び同法施行令に定められており、本市の実情に合わせた八尾市契約条例が制定され、契約事務の具体的な詳細については財務規則に規定されている。 契約事務について、以下のような事例が見受けられたので、適正な事務処理に改めること。

- ① 地方自治法施行令の規定に基づき随意契約としているもののうち、何書に随意契約の理由が記載されていないもの
- ② 財務規則において契約書に定めるとされている事項のうち、必要な事項の記載が漏れているもの
- ③ 契約書又は仕様書に定める受注者から提出させる書類が提出されていないもの、また、受注者へ の通知がされていないもの
- ④ 財務規則の規定に基づき、契約書の作成を省略し、相手方が記名押印した請書を提出させているが、請書に業務委託料の支払時期に関する記載がないもの

4 備品の管理について

備品台帳から抽出し現品と照合したところ、備品シールが貼付されていないものが見受けられたので、備品全般について現品との照合確認を行うとともに備品台帳の整備を図り、適切に管理すること。

【環境施設課】

1 委託契約に係る再委託の承認について

委託契約において、契約書で業務の全部を再委託することが可能となっており、随意契約理由と 不整合となっているものが見受けられたので、契約書の条文について見直しを行うこと。

2 八尾市一般廃棄物処理業審査委員会に係る事務について

八尾市一般廃棄物処理業審査委員会(以下「委員会」という。)は、八尾市廃棄物の減量及び適正処理 に関する施行規則及び八尾市一般廃棄物処理業審査委員会設置要綱に基づき設置され、一般廃棄物 処理業の許可等を審査することを目的としている。同要綱において、委員会は経済環境部担当副市 長、総務部長、財政部長、環境担当部長の委員で構成すると定められているが、これらの委員に対 する任命手続が行われていないので、適正な事務処理に改めること。

3 要綱の改正について

「環境施設課非常勤嘱託職員の任用等に関する要綱」等について、令和2年度からの会計年度任用職員制度導入に伴い必要となる廃止手続が行われていないので、速やかに手続を行うこと。

4 契約事務について

契約についての基本的な事項は地方自治法及び同法施行令に定められており、本市の実情に合わせた八尾市契約条例が制定され、契約事務の具体的な詳細については財務規則に規定されている。 契約事務について、以下のような事例が見受けられたので、適正な事務処理に改めること。

- ① 契約保証金を免除する場合において、何書に契約保証金についての記載がないものや契約保証金 を免除する具体的な理由の記載がないもの
- ② 地方自治法施行令の規定に基づき随意契約としているもののうち、何書に随意契約の理由が記載されていないもの
- ③ 財務規則において契約書に定めるとされている事項のうち、必要な事項の記載が漏れているもの
- ④ 談合その他の不正行為の場合における賠償金に係る特約条項について、私的独占の禁止及び公正 取引の確保に関する法律の引用条項を誤っているもの
- ⑤ 財務規則に基づき、契約書の作成を省略し、相手方が記名押印した請書を提出させているものの うち、請書に業務委託料の支払時期に関する記載がないもの
- ⑥ 何書本文、契約書(案)、誓約書(案)について、受託者の代表者氏名が誤っているもの

5 備品の管理について

備品台帳から抽出し現品と照合したところ、備品登録がされていないものや廃棄手続がされていないもの等が見受けられたので、備品全般について現品との照合確認を行うとともに備品台帳の整備

【產業廃棄物指導課】

1 公用車事故の報告について

公用車両の運行中に事故が発生したときの円滑な事務処理に資することを目的として、八尾市公用 車事故取扱要綱が定められている。

令和元年9月11日に発生した公用車の損壊事故について、同要綱に定める運転者が所属長へ報告する「事故のてん末」及び所属長による「副申書」が作成されていなかった。また、第5条に定められた職員の運転する公用車等の自損事故に対する措置について処理されていなかったので、適正な事務処理に改めること。

2 契約事務について

契約についての基本的な事項は地方自治法及び同法施行令に定められており、本市の実情に合わせた八尾市契約条例が制定され、契約事務の具体的な詳細については財務規則に規定されている。 契約事務について、以下のような事例が見受けられたので、適正な事務処理に改めること。

- ① 入札保証金を免除する場合において、何書に入札保証金免除についての伺いがないものや適用条項の明記がないもの
- ② 契約保証金を免除する場合において、何書に契約保証金についての伺いがないものや適用条項の根拠記載がないもの
- ③ 談合その他の不正行為の場合における賠償金に係る特約条項について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の引用条項を誤っているもの

3 伺書について

起案とは、市の意思を決定するために、その意思内容を文書として具体化する基礎となる案文を作成することであり、伺い文には事案の内容を関係法令や例規等に沿って正しく、簡潔に、要領よく記述し、決裁権者の意思決定を求めるものであると八尾市文書取扱規程及び同規程の手引きに定められている。

何書において、伺い文に処理の理由や経過についての記述が不足しているもの、加除訂正手続や決裁後の文書保管が不適正なものが見受けられたので、適正な事務処理に改めること。

【総括】

今回の定期監査を通じて、本市監査基準に基づき正確性、合規性だけではなく、経済性、効率性、 有効性の観点から監査を実施したところであるが、経済環境部において特に留意すべき点等について 次のとおり述べておく。

まず、今後の事業意思決定の根拠となる伺書において事業等の実施の目的や理由が明確にされていない事例が多く見受けられた。 何書においては、決裁者が判断するための目的や実施の理由とともに、八尾市財務規則に基づく取扱いの根拠も明確にすることを徹底し、行政の説明責任を果たすとともに透明性を確保し、市政の信頼性の向上に努められたい。

また、前回の平成 27 年度定期監査では現金で支給されていた資源循環課の家庭用指定袋の町会加入世帯への配付に係る各町会への謝礼金については、町会の管理する口座への振込みに変更され、現金取扱いのリスクが大きく改善されていた。引き続き、公金取扱いについては金額の多寡にかかわらず適切な管理に努められたい。

次に、各種就労支援事業については、現在、社会経済情勢の変化や市民ニーズが多様化する中、就 労関係をはじめ様々な市民相談が実施されている。

引き続き、時代に即した実効性ある施策展開や市民ニーズの内容や量に合わせた事業の在り方を研究するとともに、費用対効果の観点からも常に最少の経費で最大の効果を挙げるということを念頭に置きながら、今後も適切な事業展開に努められたい。

最後に、本市における環境行政は、市民や事業者等とともに取り組まれてきた歴史的な経過があり、新たに転入してきた市民に対しても、ごみの分別や減量について丁寧な啓発が行われている。 ごみに限らず脱地球温暖化や循環型社会の実現に向けた環境問題全般への取組については、市民や事業者の理解や協力のもと、一人ひとりの行動に繋げることが大切である。

市民や事業者等とともに培ってきたこれまでの取組や成果を更に向上させ、市民や事業者が自主的に環境問題に取り組まれるよう、省エネやリサイクルをはじめとするごみの減量についての具体的な手法や仕組み、その効果など、受取側の視点で工夫し、より効果的な情報提供と啓発手法を確立するよう検討されたい。